

複写

2018年8月31日

〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司 殿

複写

〒108-0073

東京都港区三田1丁目4番28号

三田国際ビル22階

ネクセル総合法律事務所

株式会社エムアンドエム代理人

弁護士 成川 弘樹

弁護士 藪木 健吾

TEL: 03-5427-5830

FAX: 03-5427-5832

複写

回答書

当職らは、株式会社エムアンドエム（以下、「依頼会社」といいます。）の代理人として、貴団体の平成30年8月20日付け再申入書（以下、「再申入書」といいます。）に対し、以下のとおり、回答いたします。

第1 回答要旨

貴団体は、再申入書において、依頼会社のウェブページ（URL：https://zrmem.jp/shopping/lp.php?p=5alphasplotion_teiki_TOP_A。以下、「本件ウェブペー

複写

ジ」といいます。)上の表示内容が、なお不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」といいます。)に違反する旨主張されております。

依頼会社は、再申入書における貴団体からの再度のご指摘を踏まえ、改めて本件ウェブページの表示内容を修正したウェブページ(以下、「新ウェブページ」といいます。URLは本件ウェブページから変更なし。)を作成しております。

そこで、本回答書において、依頼会社が、新ウェブページにおいて、本件ウェブページから修正を行っている内容について、報告いたします。

第2 新ウェブページの修正内容

1 「1 緑色枠内の『初回980円+税』との強調表示について」(再申入書1頁1-8行~30行)

貴団体より、「超得お試し継続コース募集要項 お申し込み前に必ずご確認ください」と題した募集要項(以下、「本件要項」という。)の記載が、緑枠の強調表示箇所とは別枠かつ相対的にかなり小さい文字で表示されており、消費者が本件要項を読み落とす可能性がある旨ご指摘を受けました(申込書1頁23~26行)。

そこで、新ウェブページでは、本件要項の文字を大きくし、併せて本件要綱全体を大きく表示されるよう修正いたします。

2 「2 『初回¥980試用者募集』との箇所の表示について」(再申込書1頁31~2頁14行)

貴団体より、「初回¥980試用者募集」との記載と本件要綱の記載が離れており、消費者が本件要綱の内容を認識しないまま申込に至るおそれが強いこと、また、「試用者募集」及び「ほとんどリスクのないチャンス」という記載が消費者に有利誤認のおそれを生じさせる記載である旨ご指摘を受けました(申込書1頁33行~2頁5行)。

そこで、新ウェブページでは、「初回¥980試用者募集」との記載を「初回¥980申込者多数」と修正し、「そこであなたにはほとんどリスクのないチャンス」との記載を「そこであなたには初回89%オフの大チャンス」と修正する次第です。併せて、「初回¥980申込者多数」との記載で始まる文章の最下部に「最上部にある超得コース募集要項を必ずご確認ください」との文章を追記いたします。

3 「4 確認画面の表示について」(申入書2頁21~3頁1行)

貴団体より、本件ウェブページにおける確認画面上において、2回目以降の価格の表示や4回目まで継続した場合の総額等が、初回金額やお客様情報の記載の下部に小さな文字で記載

されており、消費者が当該内容を読み落としおそれが強い旨ご指摘を受けました（申込書3頁26～27行）。

そこで、新ウェブページでは、2回目以降の価格の表示や4回目まで継続した場合の総額等を、大きく表示されるよう修正いたします。

第3 今後の予定について

2018年9月中旬頃までに、依頼会社は、上記第2に記載した各修正を行った新ウェブページから、「超得お試しコース」のお申し込みを受け付ける予定です。

依頼会社といたしましては、上記各修正を行ったことにより、景品表示法違反のおそれが一層無くなるものと考えております。

複写

複写以上

複写

複写

複写



この郵便物は平成30年8月31日
第12467102001号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2018083112511600100001号

